• .	<u> </u>	<u> </u>		H 7 7 4			11010
	行為地域	用途地域	現況修景の特徴	デザイ	ンテーマ	デザインコンセプト	作成日
	3岩滑地区	市街化調整 区域	田畑が広がり、自然が多く住宅が点在している	周辺住宅景観と	の調和	擁壁は、周辺の石積みと調和するよう自然石の間知石積みとする。	
Ī		地区計画		_		※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるよう	に、
	事前確認事項			■確認 □荷	雀認していない	様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。	
	尹 則唯心尹久	「半田市ふる	るさと景観計画」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可)	■確認 □	雀認していない	※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、	
		「半田市景観	見形成ガイドライン」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可)	■確認 □	雀認していない	具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。	

		L		111112448	現形成カイトノイン」(主119、デーク)の内谷(ハームヘ、データよりDL円)	■惟認 □惟認 □ (いない	
	項	目	風景地域	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容(配慮しなかった場合の理由) 評価
	配	置	共通	努力義務	工作物の配置は、まちなみの連続性の確保に努めているか。 	■配慮した □該当なし	まちなみの連続性に努め、擁壁の位置を揃えた。
		形態意匠	共通	義務 (大規模)	<u>側面及び背面の形態や意匠</u> も、周辺との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	側面や背面については、擁壁に石積み風のコンクリートブロックを用いた。
			共通	努力義務 (大規模)	種類及び用途に応じて集約化に努めること。	■配慮した □該当なし	周辺の基礎部の石積みと調和するように、道路沿いの擁壁の高さを抑え、間知石 積みに統一した。
			①半田運河周辺	義務	歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	一 (外周の柵は、歴史的建造物で用いられている板塀や生垣を使用した。)
			②亀崎	義務	亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	一 (外周の柵は、昔ながらの住宅で用いられている板塀を使用した。)
			③岩滑	義務	岩滑のまちなみ、田園風景との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	まちなみに調和するよう外周には柵を緑化させた。
工作物			③岩滑	努力義務 (大規模)	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めているか。	□配慮した ■該自なし	一(歴史的意匠を持つ建築物が隣接:隣接する建物が外壁が木であるため、調和 を考え、外周には板塀や生垣を使用した。)
	材	料	共通	義務 (大規模)	で。 時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素 材をそのまま使用する場合は不問。		擁壁に間知石や石積み模様のコンクリートブロックを用いた。
			共通		壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。		
	色	彩	①半田運河周辺	義務 (必修)	R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度3以下 Y(黄)の色相は、彩度2以下 上記以外の色相は、彩度1以下 無彩色を除き、明度は8以下	□配慮した ■該当なし	- (下記と同様に) 宣己 入 (万]
			②亀崎/ ③岩滑	義務 (必修)	R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	■配慮した □該当なし	擁壁: ○YR △/□
	附書	帯施設	共通	努力義務	<u>附属物</u> は、工作物と一体的なデザインに努めているか。	■配慮した □該当なし	附属物は、工作物と同様の色とし、一体的なデザインに努めている。 (ない場合は附属物はないと記載。)
		也の形 の変更	共通	義務	<u>敷地の形状</u> は、まちなみとの調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	現状の敷地の形状を活かし、まちなみとの調和させる。 (形状の変更がない場合は、ないと記載)
開発行為	擁	壁	共通	努力義務	材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めているか。	■配慮した □該当なし	花こう岩の切石を用いた擁壁とした。
	既存	字樹木	共通	努力義務	[//* ₀	■配慮した □該当なし	○○の樹木を保全し、シンボルツリーとして活用していく予定している。 (保全する予定がない場合は、保全できない理由を記載する。)
物 44.7	の堆積		共通	義務	<u>堆積物</u> は、周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくしているか。	□配慮した ■該当なし	
物件の堆積		Į.	共通	努力義務	積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めている か。	□配慮した ■該当なし	
			共通	義務	周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫しているか。	■配慮した □該当なし	アプローチや駐車場などの照明は、位置、光量、方向について、周辺景観に配慮して設置した。
特定照明			共通	義務	公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないよう配慮したか。	■配慮した □該当なし	点滅照明や着色照明の設置は避けた。
			共通	努力義務	環境負荷の少ない照明に努めているか。	■配慮した □該当なし	LED照明を採用し、消費電力の削減に努めた。
			共通	義務	自家用の広告物以外は原則として設置しないよう配慮したか。	□配慮した ■該当なし	
屋外広告		物	共通	義務	点滅式の電飾看板や反射材は使用しないよう配慮したか。	□配慮した ■該当なし	
			共通	努力義務	彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めているか。	□配慮した ■該当なし	